

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 26 年 7 月 3 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 2 (略)</p> <p>(運用報告書 (全体版) 及び交付運用報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第 8 条 規則第 10 条第 1 項 <u>及び第 10 条の 2 第 1 項</u> に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1. この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書 (全体版) 及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2. 投信法附則第 38 条 (検討) に「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律 (以下この条において「改正後の各法律」という。) の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 2 (同 左)</p> <p>(運用報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第 8 条 規則第 10 条第 1 項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。</p> <p>(同 左)</p>